

業務管理体制の整備に係る届出等について

法人ごとに行っている「業務管理体制の整備」に係る届出先区分(所管部局)は、現在、次のとおりとなっており、平成30年度からの「指定居宅介護支援事業所」の市町村への指定権限の移譲に際しては、居宅介護支援事業の位置づけが地域密着型サービスではないため届出先に変更はありません。指定居宅介護支援事業所を運営する事業者は引き続き都道府県知事あてに届出を提出願います。

届出先区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防を含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

※ 上記⑤について、通所介護事業所の介護予防については地域密着型ではないため都道府県知事を届出先としていたが、平成30年3月31日をもって介護予防通所介護が廃止となるため、同一市町村内で地域密着型通所介護のみを行うこととなる事業者については、平成30年度から届出先が都道府県知事から当該市町村長へ変更となる。

■届出先の変更(区分の変更)：(第1号様式)「介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書」を県と当該市町村あて提出。

【参考】

適切な業務管理体制とは

業務管理体制とは、事業者内の介護サービス事業に携わる全役職員が、介護サービス提供における法令等遵守の意義を認識し、日常の業務において法令等遵守を実践できるような組織体制を指します。事業者は事業所（施設）数や法人形態に応じて、主体的に適切な方法を選択し、これらの体制を整備することが求められます。

(1) 整備を進める手順（例）

- ① 法人役員等において、体制の整備・確立に向けた方策を検討
- ② 介護保険事業者として、法令遵守の考え方・方針を明確にし、役員や職員に周知

介護保険制度は国民からの介護保険料や公費から成り立っているきわめて公的性格の強い制度であることから、介護保険事業の適正な運営と利用者の保護、国民の信頼を確保するため、日頃から役員や従事職員の法令遵守意識を一層高めていく取り組みを行う。
- ③ 取締役会等において「法令遵守責任者」を選任。関係の全職員に周知。
- ④ 法令遵守責任者に「法令遵守規程」の策定(事業所数20以上の場合は必須)指示。
- ⑤ 策定した法令遵守規程(案)が妥当なものか法人役員等において確認のうえ、法令遵守責任者に対し、従業員に周知するよう指示。
- ⑥ 法人役員等において「規程の内容が実行されているか。方策の達成・進捗状況はどうか」定期的に確認又は法令遵守責任者に対して報告を指示。

- ⑦ 法令遵守を実現するための方策の見直しが必要な場合は、法令遵守責任者に対し法令遵守規程(案)等の改正を指示。

(2) 法令遵守責任者の役割 (例)

- ① 法令遵守規程を策定
- ② 法令遵守規程を関係従業員全員に周知
- ③ 法令遵守規程の実施状況を定期的に把握する(事前に状況把握方法等を検討)
- ④ 法令遵守規程の見直しが必要な場合は法人役員等に報告
- ⑤ 日頃から傘下の各事業所の管理者と連携(定期的な情報交換の場の設定)し、従業員の業務状況や利用者からの相談・苦情等を把握し速やかな対応に努める。
- ⑥ 年間の研修計画を定めて職員等に周知するとともに、外部研修へ可能な限り参加できるよう、また、研修結果(資料)等を他の職員にもれなく伝達するようなしくみを整備すること。

＜事業所管理者への具体的指示＞

- 各事業の運営基準、各事業所の運営規程に基づく適正な介護サービス内容や介護報酬の請求内容が法令等遵守していることを日頃から確認すること。
- 介護保険事業の制度改正点や各種の報告書、届出書の提出期限等を把握し、担当職員だけでなく管理者が積極的に進行管理を行うこと。

※報告書や届出書等の未提出、遅延防止の例

- ・提出期限、実績確認時期に係る月間、年間スケジュールの作成
- ・行政機関等からの通知内容等は特定の担当者だけでなく複数の職員で確認し、報告案件・確認案件が期限内に処理されたことを相互にチェック
- ・職員の退職、採用があった場合の資格証の確認、人員数や勤務形態の変更等による加算算定の可否確認の徹底 等

居宅介護支援事業所への協力依頼

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準：基準省令の解釈通知】

(基本方針：抜粋)

「指定居宅介護支援事業の基本方針として、介護保険制度の基本理念である、高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等を掲げている。介護保険の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことを求めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、常にこの方針を踏まえた事業運営を図らなければならない。」とされており、適正なケアマネジメントや給付管理等に努めていただくことはもちろん、日頃から関係サービス提供事業所の運営適正化の促進に向けて御協力願いたい。

サービス提供事業所との情報交換の機会を活用しての法令遵守に向けた啓発 (例)

- ・関係するサービス提供者(所)においては「法令遵守責任者が誰になっているか」が当該事業者(所)の職員に周知されているか。(職員は認識しているか)
- ・職員の退職、入職等の情報を入手した場合に、加算・減算等関係職員(介護支援専門員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、サービス提供責任者等)の変更届提出や加算算定(減算)要件確認等への助言。
- ・居宅介護支援事業所やサービス提供事業所に対する利用者からの意見、苦情等があった場合の当該事業所との共有と改善に向けた助言 等